#### 1. 目 的

国道42号の有田市~海南市間の交通環境の課題解決を図るための一つの施策と して、当該区間に並行する「海南湯浅道路」を対象に、弾力的な料金施策(料金の 割引)に関する社会実験を実施し、国道からの転換交通の状況、渋滞や交通安全等 の交通環境の改善効果についての実験検証を行うものです。

#### 2. 国道42号「有田市~海南市間」の交通状況等

拠点地域間の通勤等における時間短縮を図るため、これまで、交差点の改良や信 号機の改善等、交通環境を向上する交通円滑化対策を進めてきた結果、渋滞ポイン トの解消や緩和が図られましたが、近年の交通量の増大から小南交差点を始めとし て依然渋滞が残っています。

国道42号 交通量 18,700~29,800台/日、混雑度1.41~1.76 (H11センサス) (湯浅海南道路 交通量 17,100~17,900台/日、混雑度1.36~1.38) 一般的に、混雑度 1.5で渋滞が発生すると考えられています。

#### 「 洗 滞 ] (平成15年度和歌山河川国道事務所調べ)

北行き交通(平日)

・交通のピーク時: 7:00~9:00に渋滞発生 ・交通状況 :「小南交差点」渋滞長600m、交差点通過時間3分10秒

吉備 海南間平均走行時間 47分(平常時 33分)

南行き交通(平日)

・交通のピーク時: 17:00~19:00に渋滞発生

:「冷水交差点」渋滞長 460m、交差点通過時間2分58秒 ・交诵状況

海南 吉備間平均走行時間 46分(平常時 33分)

#### 「 その他環境 ] (平成15年度和歌山河川国道事務所調べ)

夜間の交通

・騒音について、一部の地域で夜間要請限度(70デシベル)を1デシベル程度超過 している区間があります。

### 3. 検討すべき事項

海南湯浅道路

対象区間

国道42号吉備町~海南市間

対象車両

全車種を想定

実施する時期

実施時期及び期間について検討する

時 間 帯 渋滞緩和の効果が期待できる時間帯を検討する。

割 引 額 割引額と返金しやすい方法等について検討する。

## 協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、「国道42号有田海南間渋滞緩和実験協議会」(以下「協議会」という) と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、海南湯浅道路における通行料金の低減により、並行する一般国道42号から当該道路への交通転換等を促進し、国道42号の混雑緩和、交通安全等の環境 改善の効果等について、料金割引施策の有効性を検証することを目的とする。

(検討内容)

- 第3条協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる内容を検討する。
  - (1)実験の計画に関すること
  - (2)実験の実施に関すること
  - (3)実験結果の検証に関すること
  - (4) その他、協議会の目的達成に関すること

(構 成)

第4条 協議会は別表 - 1 に掲げる委員をもって構成する。 委員の追加変更については、協議会に諮り適宜行うことができるものとする。

(会 長)

- 第5条 協議会には会長(1名)をおくこととし、委員の互選によってこれを定める。
  - 2 . 会長は会を総括し、協議会を代表する。
  - 3.会長は副会長を指名するものとし、会長の不在に際しては、副会長がその職務を代理する。
  - 4.副会長は会計を司るものとする。

(協議会)

- 第6条 協議会は、会長が必要と認めた時に招集する。
  - 2.協議会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
  - 3.協議会は、オブザーバーとして協議会の委員以外の専門家又は関係行政機 関の職員の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、別表 - 1のとおりとする。

(規約の改正)

第8条 協議会は、この規約を改正する必要があると認めたときは、委員の同意を得て、 これを行うことができる。

(有効期間)

第9条 協議会の有効期間は、協議会の目的が達成するまでとする。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則 この規約は、平成16年4月6日から施行する。

# 国道42号有田海南間渋滞緩和実験協議会 委員

委 員	和歌山河川国道事務所	事務所長	会長
	和歌山県 県土整備部	道路政策課長	副会長
	和歌山県警察本部	交通規制課長	
		高速道路交通警察隊長	
	海南市	都市建設部長	
	有田市	企画部長	
	下津町	産業建設参事	
	吉備町	建設課長	
	有田郡町村会	事務局長	
事 務 局	和歌山河川国道事務所	調査第二課	
	和歌山県 県土整備部	道路政策課	
事 務 局	下津町 吉備町 有田郡町村会 和歌山河川国道事務所	産業建設参事 建設課長 事務局長 調査第二課	